

daily コラム

2010年7月14日(水)

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-18-3-5F

㈱メディカル保険サービス TEL 03-6808-1441 FAX 03-6808-1442

Email: info@medical-hoken.com

シリーズ グループ法人税制

資産の譲渡は損益なし

平成22年10月1日以降、完全支配関係のある法人間で譲渡損益調整資産を移転した場合、その移転により生じた損益は、課税を繰り延べることとなりました。

読んで字の如くなのですが、意味の解らない言葉が多いので解説します。

移転って何？

移転とは、売買（譲渡）のほか交換や贈与現物出資などが含まれます。

譲渡損益調整資産って何？

譲渡損益調整資産とは、固定資産・土地等有価証券・金銭債権・繰延資産です。棚卸資産のほか売買目的有価証券と移転直前の帳簿価格が1,000万円未満の資産は除外されます（但し不動産屋さんの土地は除外されません。）

課税の繰延って何？

課税の繰延とは、移転のあったときは課税しませんということです。課税しませんということは、利益が出たときの話ですが、損が出たときも認めませんということです。

ではいつ課税するの？

その資産が他へ譲渡される他、減価償却されたり、除却されたり等一定の条件に該当したときに、課税します。課税しませんが損も認めますということです。

事例

A社が5億円で買った土地が値下がりしてしまったのでグループ内の法人B社に2億円で買ってもらった。この場合の損3億円は損として認められません。そのうちB社も資金が必要になり、土地も若干上がったので、C社に3億円で買ってもらいました。

この時点でB社に1億円の利益が出る代わりに、A社の3億円の損が認められます。

売るべきか売らざるべきかそれが問題だ・・・

